

政策会議 議事概要

開催日	令和3年7月5日	場所	市役所本庁 3階庁議室
出席者	☒ 市長 ☒ 副市長 ☒ 教育長 ☒ 市長公室長 ☒ 総務部長 ☒ 市民生活部長 ☒ 健康福祉部長 ☒ 産業部長 ☒ 農業委員会事務局長 ☒ 建設部長 ☒ 一宮市民局長 ☒ 波賀市民局長 ☒ 千種市民局長 ☒ 教育部長 ☒ 会計管理者 ☒ 議会事務局長 ☒ 総合病院副院長兼事務部長		
議題	介護人材確保事業補助金交付要綱（奨学金等返還金補助）の制定について		
現状	高齢化が進むなか、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加が見込まれており、高齢者が地域のつながりのなかでいきいきと暮らせるよう、在宅サービスの充実が求められている。しかし、その一方では、全国的にも介護人材不足が深刻な状況となっており、本市も例外でなく介護人材不足などの影響から事業規模の縮小を検討する動きや、サービスを休止する事態が生じている。 障害福祉分野にあっては、発達支援が必要な児童が増加する傾向にあることや、慢性な介護人材不足の状況にある。		
課題	将来にわたって安定した介護・福祉サービスを提供するため若い世代の介護人材の確保が重要である。		
決定事項	介護・障害福祉サービス事業所等で働く人材の確保と定着を図るため、大学・専門学校等で介護福祉士等の資格を取得し、市内の介護・障害福祉サービス事業所等に新卒等で採用された若年層に対して奨学金を補助することで、奨学金返済の負担軽減と介護職場での定着を図ることを目的とする。 【対象要件】 次の各号のいずれにも該当するもの (1) 大学等に進学し、在学中に独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会教育支援費、またはその他市長が認める奨学金等の貸与を受けた者で、月賦または月賦・半年賦併用により奨学金等の返還を遅延なく行っている者。 (2) 交付申請時において宍粟市内に住民票がある者。 (3) 市内に所在する民間の介護・障害福祉サービス事業所で週30時間以上勤務する者として採用された者。 (4) 年度末において30歳未満の者 (5) 法人代表者と同居している親族でない者（勤務実態、勤務条件が他の職員と同様の場合は除く） (6) 暴力団及び暴力団員ならびにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有しない者 (7) 宍粟市税を滞納していない者		

政策会議 議事概要

決定事項	【対象となる施設・事業所】 ・ 特別養護老人ホーム・老人保健施設・養護老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所・訪問介護事業所 ・ 訪問入浴介護事業所・訪問看護事業所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・ 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所 ・ 通所リハビリテーション事業所（みなし指定除く） ・ 訪問リハビリテーション事業所（みなし指定除く） ・ 障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所 【補助期間】 最長5年間（60月） 【補助対象経費及び補助率】 補助金を受給する年度の期間中に返還すべき奨学金等の返還金額を補助対象経費とし、補助率は3分の1とする。ただし、補助金を受給する年度において、宍粟市内に居住した期間が1年に満たない場合は、返還金額を居住月数で按分した金額を補助対象の返還金額とする。 【補助金額】 補助金の額は16万円（年額）を上限とする。ただし、奨学金等返還にかかる兵庫県からの助成を受けている場合には、その助成額を差し引いた額を上限とする。 【実施、見直し時期】 令和4年度から実施し、介護保険事業計画・障害福祉計画策定時期に併せ見直す。ただし見直し前に当該補助金の受給を受けた者が補助対象期間の60月に満たない場合は、60月に満たすまで30歳未満の間を補助対象とする。
------	---